

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

- 災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件
(内閣府一三六)

三	三	二	二	二	三
○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 (財務六九)	○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一〇二)	○國債規則の一部を改正する省令 (同七〇)	○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示 (海上保安庁三一)	○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件 (人事院一七一〇一一五二)	○砂防法第二条の土地を指定することもに、直轄砂防工事を施行する件 (国土交通一〇七一、一〇七二)
〔法規的告示〕	〔規則〕	〔その他告示〕	〔国土交通一〇七〇〕	〔その他の告示〕	〔法規的告示〕
〔内閣府令〕	〔省令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕
〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕

六	五	四	四	三	九
○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二七七、二七八)	○浄化槽の型式を認定した件 (中部地方整備局一〇八) (同一〇九)	○道路に関する件 (九州地方整備局一四二)	○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二七七、二七八)	○浄化槽の型式を認定した件 (中部地方整備局一〇八) (同一〇九)	○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二七七、二七八)
〔国会事項〕	〔国会事項〕	〔国会事項〕	〔国会事項〕	〔国会事項〕	〔国会事項〕
〔人事異動〕	〔人事異動〕	〔人事異動〕	〔人事異動〕	〔人事異動〕	〔人事異動〕
〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕
〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕	〔内閣内閣府〕

三	三	二	二	二	三
○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件 (内閣府一三六)	○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 (財務六九)	○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一〇二)	○國債規則の一部を改正する省令 (同七〇)	○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示 (海上保安庁三一)	○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件 (人事院一七一〇一一五二)
〔法規的告示〕	〔規則〕	〔その他告示〕	〔国土交通一〇七〇〕	〔その他の告示〕	〔法規的告示〕
〔内閣府令〕	〔省令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕
〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕

六	五	四	四	三	九
○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件 (内閣府一三六)	○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 (財務六九)	○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一〇二)	○國債規則の一部を改正する省令 (同七〇)	○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示 (海上保安庁三一)	○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件 (人事院一七一〇一一五二)
〔法規的告示〕	〔規則〕	〔その他告示〕	〔国土交通一〇七〇〕	〔その他の告示〕	〔法規的告示〕
〔内閣府令〕	〔省令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕
〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕

六	五	四	四	三	九
○災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件 (内閣府一三六)	○歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令 (財務六九)	○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府一〇二)	○國債規則の一部を改正する省令 (同七〇)	○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示 (海上保安庁三一)	○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件 (人事院一七一〇一一五二)
〔法規的告示〕	〔規則〕	〔その他告示〕	〔国土交通一〇七〇〕	〔その他の告示〕	〔法規的告示〕
〔内閣府令〕	〔省令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕
〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕	〔内閣府令〕

裁判所
相続、失踪、除權決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

府

令

○内閣府令第二百二号
公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令
公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年總理府令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改	正	後		改	正	前
（企画室及びデジタル市場企画調査室）				（企画室及びデジタル市場企画調査室）			
第三条	〔略〕	〔略〕	〔2・3 同上〕	第三条	〔略〕	〔2・3 同上〕	〔2・3 同上〕
4 デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。				4 デジタル市場企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。			
一 「略」				一 「同上」			
二 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること（官房の所掌に属するものを除く）。				二 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に関すること。			
5 「略」				5 「同上」			

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

省 令

○財務省令第六十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

財務大臣 片山さつき

この省令は、令和七年十二月十八日から施行する。

○財務省令第七十号

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令
歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十七日

令和七年十二月十七日

財務大臣 片山さつき

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和七年十二月十八日から施行する。

○財務省令第七十号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十一年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十七日

令和七年十二月十七日

（納入告知書の様式等）

第二十一条の六 歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。

〔一・七 略〕

〔一・七 同上〕

（納入告知書の様式等）

第二十一条の六 歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。

〔一・七 略〕

〔一・七 同上〕

（納入告知書の様式等）

第二十一条の六 歳入徴収官が発する納入告知書及び納付書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書式によるものとする。

〔一・七 略〕

〔一・七 同上〕

八 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により國に帰属した債権を徴収する場合の

歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子、私的占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第二項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む）、第七条の九第一項若しくは第二十条の二から第二十一条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む）の規定により徴収する延滞金並びにスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第四十二条において準用する場合を含む）の規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項の規定により徴収する延滞金に係る納入告

知書及び納付書 別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式

八 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により國に帰属した債権を徴収する場合の

歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子並びに私的占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む）、第七条の九第一項若しくは第二十条の二から第二十一条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項の規定により徴収する延滞金に係る納入告

知書及び納付書 別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式

八 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十六条各項の規定により國に帰属した債権を徴収する場合の

歳入金及び同法第七十九条の規定により徴収する過怠金並びにこれらに係る延滞金及び延納利子並びに私的占の禁止及

び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二第一項（同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む）、第七条の九第一項若しくは第二十条の二から第二十一条の六までの規定により納付を命じた課徴金及び同法第六十九条第二項の規定により徴収する延滞金に係る納入告

知書及び納付書 別紙第四号書式及び別紙第四号の十一書式

○国土交通省告示第千七百七十号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の三第一項の規定に基づき、港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十七日

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等（令和六年国土交通省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

港湾管理者	令和七年度使用料の額
函館市	四十万六千円
小樽市	三十三万四千円
室蘭市	七十万五千円
釧路市	四十一万八千円
網走市	三十一万六千円
稚内市	三十二万八千円
留萌市	三十二万二千円
紋別市	三十一万七千円
根室市	三十一万六千円
広尾町	三十二万五千円
苦小牧港管理組合	百五十五万九千円
石狩湾新港管理組合	六十八万五千円
青森県	八十六万六千円
岩手県	八十三万円
宮城県	百五十三万六千円
秋田県	八十九万二千円
山形県	六十五万二千円
福島県	百十一万千円
茨城県	三百三十一万五千円
千葉県	二百六十二万三千円
横浜市	五百六万五千円
東京都	三百三十一万五千円
新居浜港務局	四十六万円
坂出市	三十五万五千円
香川県	四十三万二千円
徳島県	七十三万七千円
下関市	七十三万五千円
山口県	三百三十二万二千円
岡山県	百七十五万二千円
広島県	百八十五万五千円
島根県	七十七万七千円
鳥取県	六十七万五千円
和歌山県	六十三万三千円
兵庫県	百四十六万三千円
大阪府	百八十一万四千円
京都府	百七十二万七千円
神戸市	百六十一万八千円
兵庫県	百七十四万五千円
大阪市	六十五万七千円
京都府	七十一万七千円
三重県	百九十三万七千円
愛知県	九十万七千円
静岡県	百五十九万七千円
福井県	六十七万六千円
石川県	七十六万二千円
新潟県	百四十四万四千円
富山県	百三十二万七千円
横須賀市	三十七万三千円
川崎市	百六十四万円

国土交通大臣 金子 恭之
国土交通省告示
港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示

愛媛県	新居浜港務局	坂出市	香川県	徳島県	下関市	山口県	岡山県	広島県	島根県	鳥取県	和歌山県	兵庫県	大阪府	京都府	三重県	愛知県	静岡県	福井県	石川県	新潟県	富山県	横須賀市	川崎市		
百六万円	三十五万五千円	四十三万二千円	七十三万七千円	七十三万五千円	三百三十二万二千円	二百三十一万五千円	二百六十二万三千円	三百三万七千円	三百三万五千円	三百三十二万二千円	三百三万五千円	六十三万三千円	百四十六万三千円	百八十一万四千円	百七十二万七千円	百六十一万八千円	百七十四万五千円	六十五万七千円	七十一万七千円	百九十三万七千円	九十万七千円	百五十九万七千円	六十七万六千円	七十六万二千円	百四十四万四千円

その他告示

この告示は、令和七年十二月十八日から施行する。

(略)	SS 65	り ん く す
(略)	SS 66	り ん く す

宮崎県都城市御池町 五三九二番二〇六	一號	北緯	東經
五三九二番八九	二〇六から四号まで	二〇八五林班	猪之尾国有林
五三四八番二一五	五号	に小班	に小班
道	六号	は小班	は小班
五三四八番九〇	七号	九号から十一号まで	十二号から十四号まで
五三四八番一五〇	八号	十号から二十二号まで	十一号から二十六号まで
五三四八番一四九	九号	二十三号及び二十四号	二十一号から二十九号まで
五三四八番六二〇	十号	二十五号及び二十六号	二十九号から三十一号まで
五三四八番六二五	十一号	二十七号	三十号及び三十一号まで
五三四八番一四六	一二号	二十八号	三十一号から三十二号まで
五三九二番八八	一三号	三十八号	三十二号及び三十三号まで
五三九二番八七	一四号	三十九号	三十四号から四三号まで
五三九二番二二八	一五号	四〇八五林班	字狭野 三番一三三
五三九二番一九六	一六号	一一小班	猪之尾国有林
五三九二番八八	一七号	一一小班	二〇八五林班
五三九二番二〇六	一八号	三十八号	字宇津木 五一七二番五七
○国土交通省告示第千七十二号	一九号	三十九号	字宇津木 五一七二番五六六
砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第一条の規定により、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。	二十号	三五度29'58.5600"	136°41'26.2325"
令和七年十二月十七日	二一号	三五度29'58.1852"	136°41'24.4968"
国土交通大臣 金子 恭之	二二号	三五度29'58.2967"	136°41'24.3614"
一 砂防法第二条の土地の表示	二三号	三五度29'59.1609"	136°41'24.9590"
一 皇子川	二四号	三五度29'59.723"	136°41'24.1523"
二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	二五号	三五度30'00.0221"	136°41'24.2914"
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称	二六号	三五度30'00.5705"	136°41'26.0218"
一 荒川内川	二七号	三五度29'59.9632"	136°41'27.7646"
二 砂防法第二条の土地の表示	二八号	三五度19'08.9293"	137°19'18.9981"
一 嶺西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班い小班と同に小班の小班界に沿つて結んだ線、標柱二号から二十号までを順次結んだ線、標柱二十号と二十一号を平成三十一年国土交通省告示第千三百三十六号で指定した土地の境界線に沿つて結んだ線、標柱二十一号から四十号までを順次結んだ線、標柱四十号と四十一号を宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田猪之尾国有林二〇八五林班い小班と同町大字蒲牟田字宇津木五七二番五一六、五七二番五一五、五七二番五一四との筆界に沿つて結んだ線、標柱四十一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を平成二十九年国土交通省告示第五百六十三号で指定した同号二号に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域	二九号	三五度19'08.8715"	137°19'18.8676"

宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田 字狭野 三番一三三	一號	北緯	東經
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田 字宇津木 五一七二番五七	二號	北緯	東經
宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田 字宇津木 五一七二番五六六	三號	北緯	東經
○国土交通省告示第千七十三号	四號	北緯	東經
砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。	五號	北緯	東經
令和七年十二月十七日	六號	北緯	東經
国土交通大臣 金子 恭之	七號	北緯	東經
一 砂防法第一条の土地に係る河川の名称	八號	北緯	東經
一 荒川内川	九號	北緯	東經
二 砂防法第二条の土地の表示	一〇號	北緯	東經
一 平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十二(口)に掲げる土地の区域	一一號	北緯	東經
○国土交通省告示第千七十四号	一二號	北緯	東經
砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。	一三號	北緯	東經
令和七年十二月十七日	一四號	北緯	東經
国土交通大臣 金子 恭之	一五號	北緯	東經
一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 文殊一	一六號	北緯	東經
(二) 砂防法第二条の土地の表示	一七號	北緯	東經
岐阜県本巣市文殊及び岐阜市西秋沢の区域	一八號	北緯	東經
内 の 土 地 の う ち 、 次 の 一 点 か ら 十 点 ま で を 順 次 結 な だ し て 、 一 点 と 一 点 を 結 な だ し て 、 そ れ た 土 地 の 区 域	一九號	北緯	東經

一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 文殊一	二〇號	北緯	東經
(二) 砂防法第二条の土地の表示	二一號	北緯	東經
岐阜県本巣市文殊及び岐阜市西秋沢の区域	二二號	北緯	東經
内 の 土 地 の う ち 、 次 の 一 点 か ら 十 点 ま で を 順 次 結 な だ し て 、 一 点 と 一 点 を 結 な だ し て 、 そ れ た 土 地 の 区 域	二三號	北緯	東經

[II] 砂防法第一条の土地に係る河川の名称

境谷

砂防法第一条の土地の表示

岐阜県瑞浪市陶町猿爪及び同市陶町水上の区域内の土地のうち、次の一点から一十三点までを順次結んだ線及び一点と一十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称
(二)	砂防法第二条の土地の表示
イ	一 次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第四百五号で指定した東又谷に掲げる土地の区域及び昭和十九年内務省告示第二百五号で指定した土地の区域を除く。）
字大コバ	八〇一一番一〇 一號 八〇一一番九二 二號 八〇一一番九一 三號 八一八番一 四號 八一八番四 四號 八一八番三 六號 八一二番三 七號 七九七番三一 八号及び九號 七九七番三二 十號から十三號まで 地先水路敷 十四號
口	一 次に掲げる土地に存する標柱十五号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱十五号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第四百五号で指定した東又谷に掲げる土地の区域及び昭和十九年内務省告示第二百五号で指定した土地の区域を除く。）
字大コバ	八〇一一番二 十五號 地先水路敷 八〇一一番二 十六號から十八號まで 七九八番 二十號 七九七番一 二十一號及び二十一號
(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称
(二)	砂防法第二条の土地の表示
字シチゾレ	七九五番三九 十九號
五(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称
(二)	砂防法第二条の土地の表示
小瀬ヶ洞	岐阜県郡上市八幡町小野の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

27	35° 45' 30.9668"	136° 58' 07.4993"
28	35° 45' 30.5263"	136° 58' 07.9627"
29	35° 45' 29.6755"	136° 58' 07.3121"
30	35° 45' 29.5570"	136° 58' 09.2853"
31	35° 45' 29.1865"	136° 58' 10.1560"
32	35° 45' 28.5741"	136° 58' 10.2170"
33	35° 45' 28.0599"	136° 58' 09.4649"
34	35° 45' 27.4374"	136° 58' 09.9674"

○国土交通省告示第千十五号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一〇二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。
 砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百二十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣 金子 泰		
一	砂防法第二条の土地に係る河川の名称	内牧東下沢
二	砂防法第二条の土地の表示	静岡県静岡市葵区幸庵新田及び同市葵区の区域内の土地のうち、次の一点から十四点を順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域
点	北緯	東経
1	35° 01' 26.1449"	138° 20' 49.2183"
2	35° 01' 29.0493"	138° 20' 46.8579"
3	35° 01' 30.2828"	138° 20' 46.6631"
4	35° 01' 33.0598"	138° 20' 49.3009"
5	35° 01' 29.7746"	138° 20' 53.4213"
6	35° 01' 27.7919"	138° 20' 54.4272"
7	35° 01' 26.6217"	138° 20' 53.0317"
8	35° 01' 26.2744"	138° 20' 51.4222"
9	35° 01' 24.6705"	138° 20' 51.2310"
10	35° 01' 24.9778"	138° 20' 50.9151"

11	35° 01' 25.5318"	138° 20' 50.7392"
12	35° 01' 25.6510"	138° 20' 50.4846"
13	35° 01' 25.7098"	138° 20' 50.3024"
14	35° 01' 26.1952"	138° 20' 50.1075"
○国土交通省告示第千九十六号		
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一号 規定により、同条の土地を次のとおり指定す る。砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百 二号)第一条の規定に基づき、告示する。		
令和七年十二月十七日		
国土交通大臣 金子 恭		
一	砂防法第二条の土地に係る河川の名称	真名井川
二	砂防法第二条の土地の表示	京都府富津市大垣、同市江尻、同市中野、 市成相寺及び同市難波野の区域内の土地 及び、次の一点から四十九点までを順次結ぶ の区域(昭和十二年内務省告示第四百五十一 で指定した土地の区域を除く。)
番	北緯	東經
1	35° 35' 06.9562"	135° 11' 53.5929"
2	35° 35' 07.8113"	135° 11' 52.8719"
3	35° 35' 07.7874"	135° 11' 51.5614"
4	35° 35' 08.5316"	135° 11' 51.2807"
5	35° 35' 09.7906"	135° 11' 51.6670"
6	35° 35' 11.0623"	135° 11' 51.3497"
7	35° 35' 11.8662"	135° 11' 51.2161"
8	35° 35' 12.9771"	135° 11' 51.8709"
9	35° 35' 13.4530"	135° 11' 51.7462"
10	35° 35' 13.7097"	135° 11' 51.2906"
11	35° 35' 13.9521"	135° 11' 51.2645"
12	35° 35' 14.6752"	135° 11' 50.1925"
13	35° 35' 14.8219"	135° 11' 48.6138"
14	35° 35' 15.0248"	135° 11' 47.0444"

○国土交通省告示第十七十六号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十七日 国土交通大臣 金子 恭之
一 沙防法第二条の土地に係る河川の名称

真名井川

二 砂防法第二条の土地の表示
京都府宮津市大垣、同市江尻、同市中野、同市成相寺及び同市難波野の区域内の土地のうち、次的一点から四十九点までを順次結んだ線及び一点と四十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第四百五十五号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東經
1	35° 01' 26.1449"	138° 20' 49.2183"
2	35° 01' 29.0493"	138° 20' 46.8579"
3	35° 01' 30.2828"	138° 20' 46.6631"
4	35° 01' 33.0598"	138° 20' 49.3009"
5	35° 01' 29.7746"	138° 20' 53.4213"
6	35° 01' 27.7919"	138° 20' 54.4272"
7	35° 01' 26.6217"	138° 20' 53.0317"
8	35° 01' 26.2744"	138° 20' 51.4222"
9	35° 01' 24.6705"	138° 20' 51.2310"
10	35° 01' 24.9778"	138° 20' 50.9151"

15	35°35' 15.1933"	135°11' 46.0730"
16	35°35' 16.0547"	135°11' 44.8845"
17	35°35' 16.7148"	135°11' 44.1494"
18	35°35' 17.4822"	135°11' 42.8680"
19	35°35' 18.5887"	135°11' 42.0375"
20	35°35' 19.5636"	135°11' 40.9885"
21	35°35' 19.6765"	135°11' 40.1658"
22	35°35' 20.2661"	135°11' 39.2177"
23	35°35' 20.6550"	135°11' 39.4180"
24	35°35' 20.5435"	135°11' 41.0010"
25	35°35' 20.1377"	135°11' 42.5103"
26	35°35' 19.3715"	135°11' 43.2454"
27	35°35' 19.3909"	135°11' 43.4826"
28	35°35' 20.6683"	135°11' 43.7636"
29	35°35' 21.7619"	135°11' 44.1385"
30	35°35' 21.6292"	135°11' 44.8348"
31	35°35' 20.5008"	135°11' 44.6781"
32	35°35' 19.2033"	135°11' 44.7152"
33	35°35' 18.5127"	135°11' 44.4939"
34	35°35' 17.8766"	135°11' 45.8789"
35	35°35' 17.9848"	135°11' 46.5006"
36	35°35' 17.7802"	135°11' 47.2545"
37	35°35' 16.5430"	135°11' 47.7349"
38	35°35' 15.8982"	135°11' 49.1139"
39	35°35' 15.2154"	135°11' 50.4651"
40	35°35' 14.4344"	135°11' 51.7342"
41	35°35' 13.3626"	135°11' 52.6304"
42	35°35' 12.1415"	135°11' 53.1687"
43	35°35' 11.1815"	135°11' 53.3664"
44	35°35' 10.3979"	135°11' 53.7490"
45	35°35' 09.2946"	135°11' 54.5858"

○国土交通省告示第千七十七号

砂防法（明治三十一年法律第十九号）第十一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日
国土交通大臣 金子 恭之

1 砂防法第十二条の土地に係る河川の名称

1 小田川 砂防法第十二条の土地の表示

熊本県阿蘇郡南小国町大字溝願寺の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線上に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第二千二十三号で指定した小田川に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東經
1	33°03' 43.9582"	131°09' 43.1326"
2	33°03' 44.6273"	131°09' 42.8207"
3	33°03' 44.7739"	131°09' 42.7523"
4	33°03' 45.1967"	131°09' 42.4917"
5	33°03' 45.3662"	131°09' 42.5708"
6	33°03' 45.4173"	131°09' 42.6896"
7	33°03' 45.3837"	131°09' 42.7576"
8	33°03' 45.8861"	131°09' 43.1003"
9	33°03' 46.3474"	131°09' 43.5016"
10	33°03' 46.0997"	131°09' 44.7931"
11	33°03' 46.5120"	131°09' 44.9449"
12	33°03' 46.6242"	131°09' 44.9863"
13	33°03' 47.1094"	131°09' 44.8951"
14	33°03' 47.4888"	131°09' 45.0845"

15	33°03' 47.9264"	131°09' 45.1239"
16	33°03' 48.2356"	131°09' 45.2700"
17	33°03' 48.3788"	131°09' 45.3637"
18	33°03' 48.6238"	131°09' 45.6684"
19	33°03' 49.0187"	131°09' 46.6059"
20	33°03' 49.2481"	131°09' 46.8778"
21	33°03' 49.5562"	131°09' 47.5554"
22	33°03' 49.6603"	131°09' 47.8548"
23	33°03' 49.8564"	131°09' 48.1710"
24	33°03' 50.0735"	131°09' 48.3761"
25	33°03' 50.0712"	131°09' 48.9011"
26	33°03' 43.5678"	131°09' 46.7052"
27	33°03' 42.5026"	131°09' 46.9268"
28	33°03' 42.3563"	131°09' 46.9183"
29	33°03' 42.3494"	131°09' 46.2860"
30	33°03' 42.3890"	131°09' 45.8166"
31	33°03' 42.3827"	131°09' 45.5976"
32	33°03' 42.5272"	131°09' 45.0066"
33	33°03' 42.7536"	131°09' 44.7636"
34	33°03' 42.6173"	131°09' 44.4597"
35	33°03' 42.5331"	131°09' 44.4286"
36	33°03' 42.4787"	131°09' 44.3021"
37	33°03' 42.5055"	131°09' 44.2073"
38	33°03' 42.5294"	131°09' 44.0697"
39	33°03' 42.9020"	131°09' 43.7310"
40	33°03' 42.5170"	131°09' 42.6494"

○国土交通省告示第千七十八号

砂防法（明治三十一年法律第十九号）第十二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月十七日

国土交通大臣 金子 恭之
1 砂防法第十二条の土地に係る河川の名称

1 十石川 砂防法第十二条の土地の表示

鹿児島県枕崎市東鹿篠の区域内の土地のうち、次の一点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東經
1	31°18' 43.5529"	130°17' 42.9637"
2	31°18' 44.1291"	130°17' 43.2611"
3	31°18' 44.3489"	130°17' 43.5387"
4	31°18' 46.8923"	130°17' 45.4404"
5	31°18' 47.8983"	130°17' 46.6868"
6	31°18' 48.6965"	130°17' 47.9603"
7	31°18' 48.6949"	130°17' 49.8171"
8	31°18' 48.0752"	130°17' 51.7124"
9	31°18' 48.0567"	130°17' 53.5233"
10	31°18' 49.3140"	130°17' 55.3126"
11	31°18' 48.7506"	130°17' 56.0802"
12	31°18' 47.5863"	130°17' 57.1793"
13	31°18' 46.7325"	130°17' 57.2409"
14	31°18' 45.9889"	130°17' 56.7103"
15	31°18' 45.5274"	130°17' 56.6429"
16	31°18' 44.6419"	130°17' 57.2133"
17	31°18' 42.0975"	130°17' 57.2716"

(四) 字 德陽市一ノ門橋二番三号 図面総覽場所 中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所	区間	後別前	変更前	敷 地 の 幅 員	員 長
				二二・〇九・九六・メートル 一・〇九・九六・メートル 六六・キロメートル 一一・メートル	

○中部地方整備局告示第百八号
規定により道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和7年12月17日から一週間一般の総覽に供する。

令和7年12月17日
道路の種類 一般国道
道路線名 二百四十六号
道路の区域

中部地方整備局長 森本 輝

18	31°18' 41.4173"	130°17' 56.9831"
19	31°18' 41.3558"	130°17' 56.1807"
20	31°18' 40.8427"	130°17' 54.8696"
21	31°18' 40.5779"	130°17' 53.3790"
22	31°18' 40.8849"	130°17' 52.4225"
23	31°18' 40.7491"	130°17' 51.2955"
24	31°18' 40.9286"	130°17' 49.9183"
25	31°18' 40.3673"	130°17' 48.5974"
26	31°18' 40.3732"	130°17' 47.6008"
27	31°18' 40.1276"	130°17' 46.7108"
28	31°18' 40.1563"	130°17' 45.9051"
29	31°18' 40.6860"	130°17' 44.7345"
30	31°18' 41.6249"	130°17' 43.7799"

○防衛省告示第二百七十八号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和7年12月17日
防衛大臣 小泉進次郎

日 時 令和7年12月二十二日から同月二十六日までの間、毎日〇六〇〇から一七〇〇まで

区 域 津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

そ 他 実施艦 自衛艦九隻
自衛艦九隻
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三 前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○中部地方整備局告示第百九号
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十二号）第十二条第一項の規定に基づき、令和7年12月11日付けをもつて次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和7年12月17日
建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接触床方式

認定番号	浄化槽の名称	製造者の住所・氏名	工場の所在地及び名称
5-25-H-003	フジクリーンプラント P V I -102C ~500C型	愛知県名古屋市中区丸の内一丁目16番15号名古屋シミズ富国生命ビル14階 フジクリーン株	
" -1	P V I -102E ~500E型	代表取締役社長 後藤 雅司	
" -2	P V I -501G ~1600G型		
" -3	P V I -501I ~1600I型		
" -4	P V I -153K ~500K型		
" -5	P V I -153M ~500M型		
" -6	P V I -501O ~2400O型		
" -7	P V I -501Q ~2400Q型		
" -8	P V I -204S ~500S型		
" -9	P V I -501U ~3200U型		
" -10	P V I -255W ~500W型		
" -11	P V I -501Y ~4000Y型		
" -12	P V II -102D ~500D型		
" -13	P V II -102F ~500F型		
" -14	P V II -501H ~1600H型		
" -15	P V II -501J ~1600J型		
" -16	P V II -153L ~500L型		
" -17	P V II -153N ~500N型		
" -18	P V II -501P ~2400P型		
" -19	P V II -501R ~2400R型		
" -20	P V II -204T ~500T型		
" -21	P V II -501V ~3200V型		
" -22	P V II -255X ~500X型		
" -23	P V II -501Z ~4000Z型		

○九州地方整備局告示第百四十二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係は、令和7年12月17日から二週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月17日 道路の種類 一般国道
路線名 二百三号
(一) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長備考
多久市北多久町大字多久原二七	前 A	七・五〇メートル	三・〇〇メートル	一・九六
一本四一三五番一まで	B・C	三・六五	一・五二	一・八三
後 B・C	D	七・五〇メートル	三・七・九六	一・五二
二一・一五メートル	二・一五メートル	八・五・九三	一・一三・六五	一・五二
二・四五五七メートル	二・四五五七メートル	二・四・八三	一・四・八三	一・五二

(四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出 十二月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外一名提出）
令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（米山隆一外七名提出）
運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（橋慶一郎外八名提出）

質問書転送 十二月十五日次の質問主意書を内閣に転送した。

令和六年度障害福祉サービス等報酬改定におけるサービスコードの単位数誤りに伴う自治体の財政負担に関する質問主意書
米国関税措置及び日米間の合意に基づく投資インシディティブに関する質問主意書
国立大学における外国人留学生の学費値上げに関する質問主意書
医薬品安定供給と医薬品製造にかかる専門人材育成に関する質問主意書

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書
女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書

九州地方整備局長 垣下 穎裕

第三回質問主意書

主

意

書

に

付

託

さ

れ

た

る

と

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

う

な

い

○厚生労働大臣臨時代理解職

國務大臣

厚生労働大臣上野賢一郎

内閣事務官(内閣官房内閣参事官)

官補付)に併任する(十二月十五日)

松本洋平

(千葉県警部)

杉安元夫

純夫

植松和夫

村井達

厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(経済産業省経済産業政策局産業構造課長)経済産業事務官中村智

中原亮一

正五位に叙する(各通)

内田政三

吉田豊

真下孝夫

純夫

秋山泰輔

内田衛

大格秀夫

瑞宝小綬章を授ける(各通)

杉下功

戸崎雅文

瑞宝双光章を授ける(各通)

今尾孝夫

濱口裕

天皇陛下は、バーレーンの国祭日につき、十二月十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から十一月七日カンボジア国王陛下へ発せられた御祝電に対し、十一月二十日御答信があつた。

天皇陛下から九月十九日マルタ大統領閣下へ

セられた御祝電に対し、十一月二十六日御答信があつた。

御祝電

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従四位に叙する

中原亮一

正五位に叙する(各通)

内田政三

吉田豊

真下孝夫

純夫

柳町宇一

熊西敏郎

瑞宝單光章を授ける(各通)

熊西敏郎

瑞宝中綬章を授ける

浅見伯喜

吉田幸民

水野紘

水野紘

水野紘

天皇陛下から十一月七日カンボジア国王陛下へ

天皇陛下から九月十九日マルタ大統領閣下へ

セられた御祝電に対し、十一月二十六日御答信があつた。

御祝電

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正六位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

御祝電

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

伊藤俊三

内田政三

高橋信夫

水野紘

宮坂芳文

山下清臣

佐々木勝美

西崎和夫

佐々木勝美

西崎和夫

厚生労働大臣臨時代理解職の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行ふ国務大臣としての指定を解く(十二月十四日)

(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長)官補付)に併任する(十二月十五日)

内閣府

従五位に叙する(各通)

中原亮一

正七位に叙する(各通)

板橋聰

伊藤俊三

高橋信夫

山下清臣

大田友一

馬場重利

高橋信夫

回帳録

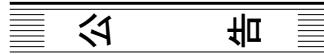
採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8-12(職員の任免)第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和7年12月16日をもって満了した。

令和7年12月17日

人事院人材局企画課長 澤田 晃一
記

2024年度航空保安大学校学生採用試験



記録

証票無効

所得、復興特別所得、贈与、消費、印紙、地方消費(譲渡割)税に関する質問検査章

令和6年7月10日交付 第令6-00000002号

八王子税務署 財務事務官 小俣 考広 名義分

令和7年11月27日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和7年12月17日 国税庁

国外財産調査

財産債務調査の提出に関する質問検査章

令和6年7月10日交付 第令6-00000002号

八王子税務署 財務事務官 小俣 考広 名義分

令和7年11月27日亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和7年12月17日 国税庁

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年10月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社両羽 荒井修 山形県酒田市御町2-7 土地交通大臣許可(般-02)第5660号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年10月27日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

東北地方整備局長 西村 拓

- 1 処分をした年月日 令和7年11月26日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社建匠 石橋良英 秋田県大仙市川目字町東91番地3 土地交通大臣許可(特-02)第28031号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 令和7年11月26日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第35条の17の2の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年通商産業省令第95号)第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年12月17日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	ちば興銀カードサービス株式会社
本店の所在地	千葉県千葉市中央区本千葉町4番5号
登録番号	関東(ク)第62号
営業廃止年月日	令和7年10月31日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第81353号

岡山県倉敷市水島西千鳥町3-3-101 千鳥団地110号

申立人 長尾 洋子

本籍大阪府大阪市東成区東小橋1丁目7番地、最後の住所大阪市浪速区浪速西4丁目1番50-601号、死亡の場所大阪府大阪市中央区、死亡年月日令和7年3月5日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和21年10月25日、職業無職

被相続人 亡 小澤 妙藏

大阪市北区南森町2-1-23 藤原ビル6階

相続財産清算人 弁護士 佐藤 啓介

催告期間満了日 令和8年7月13日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81427号

奈良県葛城市八川97番地3

申立人 仲川 清英

本籍大阪府大阪市東住吉区杭全8丁目214番地、最後の住所大阪市生野区勝山北3丁目11番17号、死亡の場所大阪府大阪市生野区、死亡年月日平成28年2月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所奈良県生駒郡片桐町、出生年月日昭和29年12月24日、職業不明

被相続人 亡 濑戸上マリ

大阪市北区西天満4丁目1番4号第三大阪弁護士ビル304号室

相続財産清算人 弁護士 玉田 裕子

催告期間満了日 令和8年7月14日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第138号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍京都府京都市伏見区竹田中宮町71番地、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町亀嵩1287番地1、死亡の場所島根県出雲市、死亡年月日令和5年12月5日、出生の場所岡山県高梁市、出生年月日昭和47年10月15日、職業不詳

被相続人 亡 原田 文人

島根県松江市南田町130番地1 フォートビル1階 松江桜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福田 真也

催告期間満了日 令和8年7月13日

松江家庭裁判所

令和7年(家)第5044号

山口県周南市中央町11-20

申立人 吉田 侑香

本籍山口県下松市大字東豊井1201番地2、最後の住所山口県周南市瀬戸見町10番2-205号、死亡の場所山口県周南市、死亡年月日令和7年7月24日、出生の場所広島県三原市、出生年月日昭和23年5月15日、職業無職

被相続人 亡 長尾 洋子

山口県周南市岐南町8番31号

相続財産清算人 司法書士法人みらい

催告期間満了日 令和8年7月10日

山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第4027号
東京都新宿区河田町3-51-816
申立人 多木 嘉一

本籍兵庫県加古川市別府町本町2丁目285番地、最後の住所和歌山県新宮市仲之町3丁目1番地の23、死亡の場所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、死亡年月日令和4年4月28日、出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日昭和9年2月18日、職業無職

被相続人 亡 多木伊久夫

事務所和歌山県新宮市谷王子町456-1亀屋ビル3階紀南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 綱 康秀
催告期間満了日 令和8年7月3日

和歌山家庭裁判所新宮支部

令和7年(家)第7066号

福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二番7
申立人 国見町

本籍福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下13番地7、最後の住所福島県伊達郡国見町大字藤田字堤下13番地7、死亡の場所福島県伊達郡国見町、死亡年月日令和7年4月9日、出生の場所福島県伊達郡国見町、出生年月日昭和39年9月7日、職業不明

被相続人 亡 秋元 正行

福島市五老内町6番9号 弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋
催告期間満了日 令和8年7月6日

福島家庭裁判所

令和7年(家)第7074号

福島県福島市五老内町3番1号
申立人 福島市

本籍福島県福島市大平寺字附屋敷4番地11、最後の住所福島市仁井田字龍神前2番地の1福島恵風園、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和5年6月5日、出生の場所福島県南会津郡田島町、出生年月日昭和30年9月7日、職業無職

被相続人 亡 星 俊洋

福島市五老内町6番9号 弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 貴洋
催告期間満了日 令和8年7月6日

福島家庭裁判所

令和7年(家)第7100号

福島市五老内町2番10号アスカビル2階B号
室安倍川端法律事務所
申立人 安倍 孝祐

本籍福島県福島市在庭坂字古屋敷37番地、最後の住所福島市在庭坂字古屋敷37番地、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所福島県信夫郡大庭村、出生年月日昭和29年7月4日、職業不明
被相続人 亡 三浦 栄子

福島市五老内町2番10号アスカビル2階B号
室安倍川端法律事務所

相続財産清算人 安倍 孝祐

催告期間満了日 令和8年7月10日

福島家庭裁判所

令和7年(家)第7216号

東京都港区赤坂2丁目3番5号
申立人 株式会社東京スター銀行

本籍神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘2150番地51、最後の住所川崎市宮前区菅生ケ丘35番34号、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日令和5年11月13日、出生の場所秋田県南秋田郡五城目町、出生年月日昭和32年5月16日、職業不明

被相続人 亡 田中 幸子

川崎市中原区新城5丁目9番23号奥田ビル4階 新城法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井上 志穂

催告期間満了日 令和8年7月6日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第551号

宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢26番地34
申立人 最上 清枝

本籍宮城県東松島市新田字風張25番地、最後の住所宮城県石巻市湊字鳥井崎1番地10、死亡の場所宮城県石巻市、死亡年月日令和7年9月2日、出生の場所宮城県桃生郡鳴瀬町、出生年月日昭和41年6月18日、職業無職
被相続人 亡 猪股 好一

宮城県石巻市穀町12番18号石巻駅前ビル2階
いしのまき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長沼 駿

催告期間満了日 令和8年7月13日

仙台家庭裁判所石巻支部

令和7年(家)第81256号

大阪府高槻市上土室2丁目12番1
申立人 朝日プラザ高槻ウエスト・ヒルズ管理組合

本籍大阪府摂津市香露園198番地8、最後の住所大阪府高槻市上土室2丁目12番1-214号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日推定

定令和4年3月20日、出生の場所兵庫県神戸市生田区、出生年月日昭和38年6月26日、職業不詳
被相続人 亡 村田 英勝

大阪市北区中之島2-3-18中之島フェスティバルタワー27階

相続財産清算人 弁護士 北野 知広

催告期間満了日 令和8年7月21日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第81417号

大阪市福島区海老江1丁目1番24号
申立人 阪神電気鉄道株式会社

本籍大阪府大阪市此花区朝日2丁目13番、最後の住所大阪市此花区朝日2丁目13番6号、死亡の場所大阪市西区、死亡年月日令和7年4月22日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和36年1月28日、職業不明
被相続人 亡 鎌田ミエ子

秋田県横手市十文字町字曙町26番地 小川司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 小川 達

催告期間満了日 令和8年7月10日
秋田家庭裁判所横手支部

令和7年(家)第30257号

千葉県市川市市川1丁目7番15号 カメイビル203
申立人 司法書士法人田子事務所

本籍東京都墨田区亀沢4丁目2番地7、最後の住所千葉県船橋市藤原6丁目26番4-1507号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日推定

令和7年4月18日、出生の場所東京都立川市、出生年月日昭和37年2月27日、職業無職
被相続人 亡 林 朋子

事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋スカイビル4階 船橋本町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 黒坂あやの

催告期間満了日 令和8年7月17日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第40875号

川崎市麻生区万福寺3丁目10-12
申立人 三橋 英文

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町1丁目6番地7、最後の住所横浜市旭区中希望が丘8番地50、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日推定

令和7年5月21日から31までの間、出生の場所神奈川県横浜市保土ヶ谷区、出生年月日昭和16年8月18日、職業無職
被相続人 亡 高橋 洋子

事務所神奈川県鎌倉市大船1-26-29大船セントラープレイス3階

相続財産清算人 弁護士 関本 和臣

催告期間満了日 令和8年7月16日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第1204号

和歌山県海南市木津233番地40特別養護老人ホーム南風園
申立人 南 信子

本籍和歌山県海南市山崎町2丁目2番地1、最後の住所和歌山県海南市大野中10番地1大家マンション102号、死亡の場所和歌山県海南市、死亡年月日推定令和6年8月11日、出生の場所和歌山県海南市、出生年月日昭和40年4月18日、職業無職

被相続人 死 南 義昭

和歌山市新高町5番20号泉谷恭史法律事務所
相続財産清算人 弁護士 泉谷 恭史
催告期間満了日 令和8年7月21日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第1209号

和歌山市杭ノ瀬376番地

申立人 萩輪 忍

本籍和歌山県和歌山市新堺丁22番地、最後の住所和歌山市杭ノ瀬376番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和7年2月2日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和27年4月3日、職業不明

被相続人 死 坂田 芳朗

事務所和歌山市小松原通3丁目68番地 T E
ビル3階 吹上法律事務所
相続財産清算人 弁護士 遠藤 桂介
催告期間満了日 令和8年7月21日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第81441号

大阪市平野区平野本町1丁目6番26号

申立人 山原 伸元

本籍大阪府大阪市中央区糸屋町2丁目1番地、最後の住所大阪市平野区背戸口4丁目4番13号、死亡の場所大阪府大阪市西区、死亡年月日令和5年9月11日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和16年12月23日、職業不明

被相続人 死 小林 孝子

大阪市中央区上汐2-6-20 ナイスワンビル
相続財産清算人 弁護士 松田さとみ
催告期間満了日 令和8年7月21日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4290号

兵庫県伊丹市北本町3丁目107番地松応荘

申立人 牧野喜代子

本籍大阪府吹田市長野東2066番地、最後の住所大阪府柏原市国分本町3丁目4番26-303号シティハイツ、死亡の場所大阪府柏原市、死亡年月日平成27年3月26日、出生の場所大阪府高槻市、出生年月日昭和52年12月19日、職業不明

被相続人 死 佐藤 達雄
事務所大阪府岸和田市野田町1丁目14番10号
相続財産清算人 弁護士 山本 和正
催告期間満了日 令和8年7月2日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第4295号

山口県下関市宮田町2丁目8番21号

申立人 高鳴 利吉

本籍大阪府豊中市三和町1丁目3番、最後の住所大阪府河内長野市南花台3丁目2番9-201号、死亡の場所大阪府河内長野市、死亡年月日平成26年4月1日、出生の場所香川県大川郡引田町、出生年月日昭和22年6月12日、職業不明

被相続人 死 高嶋 康夫
事務所堺市堺区中瓦町1丁4番27号 小西ビル6階
相続財産清算人 弁護士 野矢 伴岳
催告期間満了日 令和8年7月2日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第1096号

兵庫県尼崎市若王寺2丁目8番44号

申立人 宮原 良一

本籍宮崎県都城市太郎坊町1635番地1、最後の住所宮崎県都城市太郎坊町1635番地の1、死亡の場所宮崎県都城市、死亡年月日令和7年4月19日、出生の場所宮崎県北諸県郡山田町、出生年月日大正14年5月1日、職業無職

被相続人 死 宮原 ウメ
宮崎県都城市姫城町5街区10号
相続財産清算人 弁護士 松浦 里美
催告期間満了日 令和8年7月2日

宮崎家庭裁判所都城支部

令和7年(家)第17021号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍沖縄県うるま市勝連津堅283番地、最後の住所沖縄県うるま市勝連津堅283番地、死亡の場所沖縄県うるま市、死亡年月日令和4年9月8日、出生の場所沖縄県中頭郡勝連村、出生年月日昭和32年2月3日、職業不明

被相続人 死 具志川正吉

沖縄県浦添市宮城4丁目1-3サワーコート
みやぎ201

相続財産清算人 宮城 健吾
催告期間満了日 令和8年7月3日
那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第7202号

川崎市川崎区宮本町1番地

申立人 川崎市長 福田 紀彦

本籍福岡県大牟田市新地町8番地、最後の住所川崎市幸区南加瀬4丁目4番33号、死亡の場所神奈川県川崎市幸区、死亡年月日令和2年推定5月、出生の場所福岡県三池郡高田町、出生年月日昭和40年6月17日、職業不明

被相続人 死 平川 潤
川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル7階川崎合同法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中瀬奈都子
催告期間満了日 令和8年7月9日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第30083号

広島県三原市皆実6丁目5番20号

申立人 一般社団法人タチヨリバ

本籍岡山県高梁市津川町八川2531番地2、最後の住所広島県福山市瀬戸町大字地頭分2721番地、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日令和7年6月22日、出生の場所岡山県高梁市、出生年月日昭和34年3月2日、職業無職

被相続人 死 中森 祥夫
広島県東広島市西条昭和町17番21号
相続財産清算人 城樂 唯人
催告期間満了日 令和8年7月9日

広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第40845号

神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー24階

申立人 司法書士法人小関綜合事務所

国籍韓国、最後の住所神奈川県横浜市栄区野七里1丁目36番1号上郷苑、死亡の場所不詳、死亡年月日令和7年7月26日、出生の場所不詳、出生年月日西暦1946年1月5日、職業無職

被相続人 死 金 鍾熙(通称武田浩二)
事務所横浜市中区本町1丁目4番地プライムメゾン横濱日本大通3階
相続財産清算人 弁護士 德田 晓

催告期間満了日 令和8年7月16日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40900号

神奈川県相模原市中央区矢部3丁目19番5号
フォルスコート矢部603号

申立人 関 悅雄

本籍東京都品川区戸越5丁目375番地、最後の住所神奈川県横浜市都筑区見花山40番45-304号、死亡の場所神奈川県横浜市都筑区、死亡年月日推定令和7年3月15日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和24年4月15日、職業無職

被相続人 死 関 けい子

事務所神奈川県横浜市中区山下町89-6 H F
横浜山下ビルディング3階

相続財産清算人 弁護士 飯島奈津子
催告期間満了日 令和8年7月16日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第79号

鹿児島県奄美市名瀬金久町22番4号

申立人 保商事株式会社

本籍鹿児島県奄美市名瀬井根町901番地、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬井根町22番6号、死亡の場所鹿児島県奄美市、死亡年月日令和4年3月5日、出生の場所鹿児島県大島郡名瀬町、出生年月日昭和16年7月3日、職業無職

被相続人 死 則 政雄

鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町34番1-301号

相続財産清算人 司法書士 里村 紀幸
催告期間満了日 令和8年7月17日

鹿児島家庭裁判所名瀬支部

令和7年(家)第81439号

大阪府大阪市城東区鴨野西1丁目15番6号

申立人 畑中 幸子

本籍三重県伊賀市阿保1445番地、最後の住所大阪府大阪市城東区鴨野西1丁目15番6号、死亡の場所大阪府大阪市城東区、死亡年月日令和7年6月1日頃から10日頃までの間、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和17年6月29日、職業不明

被相続人 死 畑中 由江

大阪市中央区本町4丁目4番25号本町オルゴビル2階

相続財産清算人 弁護士 渡邊りつ子
催告期間満了日 令和8年7月21日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第71854号
東京都荒川区荒川3丁目79番7号
申立人 城北信用金庫
本籍東京都足立区綾瀬4丁目324番地、最後の住所東京都足立区綾瀬4丁目29番9号2F、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年1月13日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和43年5月30日、職業不詳
被相続人 亡 中村 弘之
事務所東京都港区新橋1丁目16番4号りそな新橋ビル8階 リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 育
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72182号
東京都港区港南1丁目6番31号
申立人 アクアクララ株式会社
本籍兵庫県加古郡稻美町加古3957番地、最後の住所東京都大田区東糀谷2丁目4番7-206号、死亡の場所大阪府大阪市浪速区、死亡年月日令和7年5月1日、出生の場所大阪府大阪市福島区、出生年月日昭和34年3月30日、職業会社員
被相続人 亡 赤松 浩
事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
相続財産清算人 弁護士 大室 幸子
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72202号
東京都品川区荏原7丁目6番9号
申立人 摩耶寺
本籍東京都品川区荏原5丁目7番、最後の住所東京都品川区荏原5丁目7番4号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和5年8月28日、出生の場所静岡県田方郡三島町、出生年月日昭和3年9月30日、職業無職
被相続人 亡 宇野ひさ子
事務所東京都千代田区四番町6番11号エルフェ四番町301区 新都総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 円香
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72441号
東京都江戸川区中央4丁目24-19
申立人 東京都江戸川都税事務所長

本籍東京都江戸川区平井7丁目1996番地、最後の住所東京都江戸川区平井6丁目52番17号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和5年8月2日、出生の場所福島県伊達郡月館町、出生年月日昭和9年8月5日、職業不明
被相続人 亡 桑島 幹夫
事務所東京都中央区築地1丁目12番22号コンピビル13階 東京晴和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤本 正保
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72820号
東京都江戸川区西葛西6-8-15エステート潤3階 大星司法書士事務所
申立人 大星 太郎
本籍東京都千代田区永田町2丁目30番地、最後の住所東京都江戸川区松島4丁目12番8号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和7年6月21日、出生の場所東京市麹町区、出生年月日昭和15年12月22日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 弘
事務所東京都千代田区神田須田町1丁目10番42号エスペランサ神田須田町4B 弁護士法人マエストロ東京事務所
相続財産清算人 弁護士 松井 章義
催告期間満了日 令和8年6月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第3097号
滋賀県近江八幡市安土町中屋207番地
申立人 嶋川 敏之
本籍滋賀県近江八幡市新巻町34番地、最後の住所滋賀県近江八幡市船木町59番地3、死亡の場所滋賀県近江八幡市、死亡年月日令和7年9月4日、出生の場所滋賀県近江八幡市、出生年月日昭和13年10月11日、職業無職
被相続人 亡 塚本登美惠
滋賀県近江八幡市鷺飼町560番地1 洗心ビル5階 東近江法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 俊也
催告期間満了日 令和8年7月2日
大津家庭裁判所彦根支部

令和7年(家)第15134号
新潟県長岡市大島本町3丁目1番地108
申立人 桑原 一雄
本籍新潟県長岡市四郎丸1丁目1903番地、最後の住所新潟県長岡市四郎丸1丁目7番5号、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和7年8月2日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和37年4月16日、職業無職
被相続人 亡 渡邊 徹

主たる事務所新潟県長岡市東坂之上町2丁目4番地15
相続財産清算人 アドリテム司法書士法人
催告期間満了日 令和8年7月3日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第15141号
新潟県長岡市表町1丁目10-7リバーヴュー長岡913号室
申立人 佐藤 裕子
本籍新潟県長岡市表町1丁目9番地13、最後の住所新潟県長岡市表町1丁目9番地13、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令和6年9月6日、出生の場所新潟県長岡市、出生年月日昭和28年11月13日、職業自営業
被相続人 亡 佐藤 隆
事務所新潟県長岡市幸町1丁目3番10号砂山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 砂山 雅人
催告期間満了日 令和8年7月10日
新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第5045号
山口県下松市大字末武中1298番地6
申立人 重村 泰生
本籍山口県下松市大字末武中1298番地6、最後の住所山口県下松市1298番地6、死亡の場所山口県下松市、死亡年月日令和7年7月27日、出生の場所山口県都濃郡太華村、出生年月日昭和29年3月28日、職業無職
被相続人 亡 重村キウカ
山口県周南市岐山通2丁目16番地弁護士法人鶴法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金折伸一郎
催告期間満了日 令和8年7月10日
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第30294号
千葉県柏市柏5丁目10番1号
申立人 柏市長 太田 和美
本籍千葉県柏市南増尾4丁目2243番地23、最後の住所千葉県柏市南増尾4丁目12番11号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和7年1月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所千葉県松戸市、出生年月日昭和44年9月20日、職業不明
被相続人 亡 佐久間 修
事務所千葉県柏市若柴178-4 柏の葉キャンパス148街区2 KOI L 5階 柏の葉法律事務所
相続財産清算人 弁護士 原 崇人
催告期間満了日 令和8年7月20日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30224号
千葉市中央区中央3-9-9 エレル千葉中央ビル6階
申立人 竹中 大樹
本籍千葉県船橋市新高根1丁目952番地25、最後の住所千葉県船橋市新高根1丁目10番10号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和6年7月26日、出生の場所山形県東置賜郡川西町、出生年月日昭和12年3月18日、職業無職
被相続人 亡 淀野 崇
事務所千葉県市川市市川南1-9-23京葉住設市川ビル5階弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮本 勇人
催告期間満了日 令和8年7月18日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第3055号
新潟県胎内市東本町22番8-1号
申立人 小野 正義
本籍新潟県村上市名割373番地、最後の住所新潟県村上市名割465番地3、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月日令和7年8月6日、出生の場所新潟県北蒲原郡黒川村、出生年月日昭和29年6月8日、職業無職
被相続人 亡 高橋 新一
事務所新潟県胎内市東本町22番8-1号
相続財産清算人 司法書士 小野 正義
催告期間満了日 令和8年7月21日
新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第8114号
静岡県沼津市共栄町17番地の1 石川コーポ201
申立人 石川 康治
本籍大分県別府市亀川東町1888番地10、最後の住所静岡県駿東郡清水町長沢762番地の1 静岡医療センター さくら病棟内、死亡の場所静岡県駿東郡清水町、死亡年月日令和6年11月26日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和44年1月6日、職業無職
被相続人 亡 玉江 光
静岡県沼津市大手町4丁目3番17号山口ビル1階 原田法律事務所
相続財産清算人 原田 健一
催告期間満了日 令和8年7月19日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年（家）第498号

宮城県石巻市向陽町1丁目7-15

申立人 相澤美美子

本籍宮城県石巻市鹿又字町浦64番地、最後の住所宮城県石巻市鹿又字町浦64番地、死亡の場所宮城県遠田郡美里町、死亡年月日令和6年5月4日、出生の場所宮城県桃生郡鹿又村、出生年月日昭和29年1月1日、職業不明

被相続人 亡 相澤 一夫

宮城県石巻市泉町4丁目1番20号庄司・松浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松浦健太郎

催告期間満了日 令和8年7月3日

仙台家庭裁判所石巻支部

令和7年（家）第533号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍青森県三戸郡南部町大字剣吉字上平3番地1、最後の住所青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町22番地8、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和6年11月5日、出生の場所青森県三戸郡三戸町、出生年月日昭和28年2月6日、職業不明

被相続人 亡 扱地 寛

青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階
弁護士法人青森リーガルサービス 八戸シティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 龍介

催告期間満了日 令和8年7月3日

青森家庭裁判所八戸支部

令和7年（家）第9023号

千葉県船橋市西習志野3-35-5

申立人 前田 教子

本籍秋田県大館市茂内字道南73番地、最後の住所秋田県大館市茂内字道南73番地、死亡の場所青森県弘前市、死亡年月日令和7年6月24日、出生の場所秋田県大館市、出生年月日昭和25年3月23日、職業無職

被相続人 亡 泉 茂吉

秋田県大館市字部垂町39番地3

相続財産清算人 弁護士 川田 繁幸

催告期間満了日 令和8年7月6日

秋田家庭裁判所大館支部

令和7年（家）第20105号

東京都港区西新橋1丁目3番1号

申立人 三菱H C キャピタル債権回収株式会社
本籍栃木県宇都宮市白沢町1161番地、最後の住所栃木県宇都宮市白沢町1161番地、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年1月16日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和37年7月19日、職業不明

被相続人 亡 猪瀬 和博

栃木県宇都宮市小幡1丁目1番21号オノセビル4階 石井裕一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 裕一

催告期間満了日 令和8年7月6日

宇都宮家庭裁判所

令和7年（家）第20155号

群馬県前橋市大手町3丁目3番1号

申立人 群馬県信用保証協会

本籍群馬県伊勢崎市連取元町35番地3、最後の住所群馬県伊勢崎市連取元町35番地3、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和6年12月5日、出生の場所青森県西津軽郡深浦町、出生年月日昭和38年3月8日、職業不明

被相続人 亡 石沢 強

群馬県前橋市鳥羽町417-10 丸三前橋インタービル4-B 石井法律事務所

相続財産清算人 石井 英智

催告期間満了日 令和8年7月6日

前橋家庭裁判所

令和7年（家）第179号

鳥取県米子市彦名町4378番地

申立人 村上 増子

本籍鳥取県米子市彦名町4378番地、最後の住所鳥取県米子市彦名町4378番地、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日令和7年3月23日、出生の場所鳥取県西伯郡境町、出生年月日昭和15年1月1日、職業不明

被相続人 亡 村上 武

事務所鳥取県米子市加茂町2丁目219番地増谷ビル3階 米子渾山法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川井 克一

催告期間満了日 令和8年7月3日

鳥取家庭裁判所米子支部

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和6年（家）第652号

申立人 職権

本籍埼玉県羽生市中央1丁目14番、最後の住所埼玉県羽生市中央1丁目14番3号、死亡の場所埼玉県羽生市、死亡年月日令和5年8月18日、出生の場所埼玉県北埼玉郡新郷村、出生年月日昭和28年7月28日、職業不明

被相続人 亡 栗田 実

事務所埼玉県熊谷市宮町1丁目79番地 岩佐法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 岩佐 憲一
事務所埼玉県東松山市松葉町2丁目1番13号 東松山総合法律事務所改任後の相続財産清算人 弁護士 五十川剛俊
さいたま家庭裁判所熊谷支部

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年（家）第15号

岩手県宮古市刈屋第12地割30番地

申立人 下島野義輝

本籍岩手県宮古市刈屋第12地割30番地、最後の住所岩手県宮古市刈屋第12地割30番地

不在者 下島野義幸

昭和10年1月9日生

届出期間満了日 令和8年2月9日

盛岡家庭裁判所宮古支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかつたので、前記権利は失権する。

令和7年（家）第3号

北海道室蘭市本町1丁目7番10号

申立人 上村 幸広

権利の届出の終期 令和7年12月1日

令和7年12月2日 室蘭簡易裁判所

（別紙）目録

1 土地

所在 室蘭市本町一丁目

地番 28番1

地目 宅地

地積 228.20平方メートル

2 登記年月日番号 札幌法務局室蘭支局昭和61年

4月28日受付第4242号

3 登記した権利の内容

登記の目的 貸借権設定仮登記

原因 昭和61年4月26日設定

借賃 1平方メートル 1月30円

支払期 全額前払

存続期間 5年

特約 譲渡、転貸ができる

権利者 虹田郡洞爺村字洞爺町117番地 今井 徳雄

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所有者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年（フ）第92号

秋田県横手市雄物川町今宿字棒突124番地の1

債務者 有限会社おがさわら

代表者取締役 小笠原大輔

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 外山奈央子

4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時

秋田地方裁判所横手支部

令和7年（フ）第64号

山梨県南都留郡富士河口湖町大字小立3995番地

債務者 ユニバーサル技研株式会社

代表者取締役 浅井 和昭

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時45分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 倉内 信崇

4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第2067号 岡山県美作市白水2570番地 債務者 株式会社エコリズムクリエイト 代表者代表取締役 野谷 基樹 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時15分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第1993号 東京都八王子市松木38番地1 債務者 有限会社シユビ 代表者代表取締役 望月 秀一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 希美 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後1時15分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第1325号 仙台市青葉区北山3丁目7番11号 ジュネス北山105、従前の住所仙台市青葉区小松島1丁目7番1号 債務者 赤間 澄江 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田美佐都 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第2169号 東京都東久留米市中央町5丁目2番11号 債務者 株式会社榎原通信 代表者代表取締役 榎原 利至 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安部 祐志 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午後2時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第188号 福島市蓬萊町6丁目3番5号 債務者 英和産業株式会社 代表者代表取締役 斎藤 亮 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 貴洋 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第202号 北海道帯広市西19条南5丁目15番16号 債務者 有限会社ウッドアイ 代表者取締役 木村 修 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 紘生 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第187号 茨城県結城市八千代町大字平塚2051番地1 債務者 石塚 衛 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 大介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第195号 千葉県木更津市大和2-2-4吉田店舗A1階東側 債務者 株式会社B e D A Y S 代表者代表取締役 蒲生 美香(日高美香) 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱木 昭宏 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後3時 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第189号 福島市蓬萊町6丁目3番5号 債務者 泉工機株式会社 代表者代表取締役 斎藤 亮 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 貴洋 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分 福島地方裁判所	令和7年(フ)第202号 北海道帯広市西19条南5丁目15番16号 債務者 有限会社ウッドアイ 代表者取締役 木村 修 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 紘生 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第534号 岡山市北区大供1丁目2番25号 3-A、旧住所岡山市北区下伊福本町7番12号 債務者 上村 佳子 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土居 幸徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第334号 徳島県三好市池田町ウエノ3050番地の1 債務者 三好観光有限会社 代表者取締役 谷藤 洋平 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野々木靖人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時 徳島地方裁判所民事部	令和7年(フ)第498号 岐阜市北一色9丁目6番6号 債務者 日新設備工業株式会社 代表者代表取締役 市成 洋子 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 御子柴 慎	令和7年(フ)第1268号 仙台市太白区長町1丁目5番23号、従前の住所仙台市太白区長町5丁目9番16-519号 債務者 佐藤 昌紀 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 峻一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第963号 広島県東広島市高屋町杵原3998番地11 債務者 湯川真佑美 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中元 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第1089号 広島市中区住吉町12番12—202号 債務者 川尻 洋平 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武井陽太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第224号 山梨県中央市下三條451番地11 サンハイツ1号 債務者 立川 和樹 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤祐次郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平間 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 仙台地方裁判所大河原支部
令和7年（フ）第1159号 広島市南区宇品神田2丁目17番8—203号 債務者 井上 広高 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 城 昌志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（フ）第40号 徳島県阿南市長生町西方589番地103 債務者 服部 正 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 千夏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 尚志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	令和7年（フ）第2893号 横浜市中区長者町4丁目10番地9 ベスト伊勢佐木長者町702号室 債務者 山本 政治 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 桑原 康孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年（フ）第2010号 福岡市博多区那珂3丁目26番30号 債務者 木下 遥夏（旧姓赤井） 1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 悠輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第2224号 福岡市南区佐4丁目18番37—105号 ハイツ立川 債務者 田口 洋一 1 決定年月日時 令和7年12月4日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 航太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日比野貴子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 大津地方裁判所彦根支部	令和7年（フ）第296号 高知市知寄町2丁目2番41—301号 債務者 真明 美海 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 啓介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 高知地方裁判所破産係
令和7年（フ）第2067号 福岡市博多区東比恵4丁目2番30—502号 兼信ビル 債務者 柏谷 祐貴 1 決定年月日時 令和7年12月2日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八谷 亮太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（フ）第271号 沖縄県沖縄市池原3丁目6番5号 アクアマリン405 債務者 山里江理子 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 考人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長岡 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第86号 岐阜県美濃加茂市新池町1丁目7番39号 債務者 高橋 丈恵 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉知 孝匡 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年（フ）第323号 大分県別府市大字亀川1721番地 債務者 神 竜大 1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇都宮 妙 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（フ）第245号 福島県郡山市堂前町26番11号 堂前レジデンス302号 債務者 田崎 文子	1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 工藤 大樹	令和7年（フ）第2632号 横浜市磯子区滝頭1丁目6番64号 ITハウス103号 債務者 堀 洋 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 数規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第4080号	大阪府東大阪市豊浦町14番15号 ルナハイツ・フィット8 103 債務者 玉井 克幸 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 慧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5116号	大阪市東淀川区瑞光2丁目2番9-306号 債務者 野村 亮太 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀川 雅典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5620号	大阪市住之江区南港北1丁目25番10-1211号 債務者 吉村 太一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯野 賢士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5772号	大阪府四條畷市岡山2丁目19番16-303号 債務者 ローストポーク専門店BUBUこと高橋 直也 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 修大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第280号	群馬県高崎市下佐野町978-1 アルモニアカイシII104号、住民票上の住所群馬県高崎市並木町361番地1 債務者 佐藤 貴郎 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 倉崎 淳一

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時20分	令和7年(フ)第81号 熊本県八代市本町4丁目6番7号(203)渡辺アパート、軒入前住所福岡市博多区板付1丁目2番11号 若宮アパート201号 債務者 渕田 保弘(旧姓江田) 1 決定年月日時 令和7年12月4日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠山 真浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 熊本地方裁判所八代支部
令和7年(フ)第2047号	埼玉県志木市館2丁目4番4-706号 債務者 村木 幸司 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 須賀宗敬 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第753号	静岡市葵区春日町3番地 春日団地B棟22号 債務者 大川 広子 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 丈太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日午前10時30分 静岡地方裁判所民事部第2部
令和7年(フ)第5222号	大阪府交野市私部西2丁目27番7-210号 債務者 衣笠 裕貴 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5853号	大阪市大正区小林東3丁目6番9号 コーポ昭和3F NO. 6、前住所大阪市西区北堀江1丁目16番9-202号 債務者 定國あゆみ 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀野 健一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2310号	札幌市白石区本通17丁目南7番11-306号 債務者 澤田 猛 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 淳平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第295号	長崎県長崎市竿浦町1099番地4 債務者 天野 恵理 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅本 國和 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第5801号	大阪市住吉区大領3丁目6番13号 債務者 北濱 貴大 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 温香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1091号	堺市西区上野芝町2丁6番30-417号 債務者 鎌足 真一 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岬 宏美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第79号	山口県下松市生野屋西4丁目12番2-201号 債務者 形部 真一 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 貴之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第448号

愛知県みよし市根浦町2丁目7番地3 ヴェルジエC棟202号、前住所愛知県みよし市三好町平池7番地13
債務者 松原みどり
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阪上 昌彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時55分
5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第2036号

埼玉県鴻巣市本町6丁目5番27号
債務者 弘田 好久
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 今田 覚
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2731号

横浜市南区永田北1丁目6番25号 バインヴェール103号
債務者 高橋 真吾
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松田 隆宏
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2210号

札幌市北区百合が原8丁目10番14号 内村方
債務者 島田 康之
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日和 優人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第142号

栃木県足利市利保町509番地12
債務者 檜野企画こと 檜野 八朗
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 星澤 栄一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで

宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第766号

埼玉県草加市小山1丁目9番7号 グランメゾン桜103号
債務者 大野 雄真
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 優樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第294号

長崎県長崎市片瀬2丁目7番7号
債務者 本多美乃里
1 決定年月日時 令和7年12月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岬 孝暢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第73号

長野県伊那市荒井3506番地
債務者 田原 健一
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 平島 史彦
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第290号

長崎県長崎市界2丁目23番4号 サニービレッジA B A104、旧住所長崎県長崎市界2丁目18番5号 コーポワタナベ101
債務者 船山 好治

1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 力武 伸一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第757号

静岡市清水区興津中町110番地、旧住所静岡市駿河区丸子2丁目7番1号
債務者 高須 瑞子

1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 萌樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月9日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第138号

広島県尾道市御調町丸河南35番地12
債務者 延安 孝文

1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山内奈保子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

広島地方裁判所尾道支部

令和7年(フ)第781号

栃木県鹿沼市栄町1丁目18番地1
債務者 岩崎 昭二

1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 阿久津正巳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第790号

栃木県宇都宮市下栗町2924番地7
債務者 手塚 明宏

1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松本 直樹

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時10分

5 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第5140号

大阪市阿倍野区文の里2丁目11番19号 エクセル文の里403号、事業所所在地大阪市中央区谷町9丁目2番27号谷九ビル805号

債務者 司法書士さとうE&Gオフィスこと佐藤 亮

1 決定年月日時 令和7年12月5日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤野 瞳子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後3時
5 免責意見申述期間 令和8年4月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第534号

宮崎市元宮町1番5号 VILLAGE MO TOMIYA103号

債務者 川鍋 彬仁

1 決定年月日時 令和7年12月8日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 速水 渉

4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第5317号

大阪府東大阪市弥生町3番8-306号

債務者 谷本 祐樹

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鳴 祐香

4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5446号

大阪市平野区瓜破2丁目6番15-102号

債務者 アール・エス建設こと 嶋井 正城

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 早瀬 靖恵
4 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第178号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田1612番地の10
スマイルタウンD棟1号
債務者 丸山 竜也
1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第206号
群馬県太田市末広町517番地1
債務者 下薙奈津紀
1 決定年月日時 令和7年12月2日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第1965号
埼玉県白岡市小久喜233番地1
債務者 伏野 雅
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2072号
さいたま市緑区大字中尾516番地4 秀栄A館101号室
債務者 近藤 夏樹
1 決定年月日時 令和7年12月4日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第604号
愛知県岡崎市鴨田町字猿堂1番地1 コーポ内田 D
債務者 稲原まさ子
1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第13号

栃木県足利市福富町2040番地9
債務者 河内 一則

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第13号

栃木県足利市福富町2040番地9
債務者 河内 孝子

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第14号

栃木県足利市利保町509番地12
債務者 榎野佳代子

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第2071号

埼玉県川口市大字安行藤八723番地 川口安行ウイステリア住宅1-205
債務者 林 大馬

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2132号

埼玉県蓮田市大字黒浜2307番地1 レオパレスフローラ207号
債務者 小林 三穂

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで

 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2134号

 さいたま市中央区新中里4丁目3番1号 工
 ヌ・テー与野206号

 債務者 斎藤 涼太

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで

 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2136号

 埼玉県白岡市篠津1932番地2 シティハイム
 ホワイトヒル103

 債務者 川尻 英臣

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで

 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2141号

 さいたま市大宮区寿能町2丁目195番地1
 寿能団地8-305

 債務者 山田 信之

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで

 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第665号

 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目12番
 地5

 債務者 市田 直也

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第66号

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目12番地5
債務者 市田 郁恵

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第1874号

東京都立川市高松町3丁目23番6号コーポ篠崎201号
債務者 関口 年男

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1922号

東京都八王子市長房町520番地長房南アパート南3-202
債務者 中島 幹男

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1973号

東京都小平市小川町1丁目341番地の77@h
o m e z 102
債務者 西岡 渉

1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第35号
岡山県倉敷市西富井679番地20
債務者 平田 和人

1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第38号
岡山県総社市久代4832-1 ウイング久代
411、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島乙島
6122番地65
債務者 大釜 健史

1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第38号
岡山県倉敷市真備町有井284番地2 ビレッジハウス真備第2 1-106
債務者 安部 祐希

1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第38号
岡山県倉敷市笠沖344番地1 レオパレスコンフォール石橋204、転居前の住所岡山県倉敷市笠沖277番地5
債務者 草加 洋行

1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結

令和6年(フ)第1995号
東京都台東区浅草橋3丁目18番1号
破産者 株式会社リブルス
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6703号
東京都練馬区平和台2丁目25-5
破産者 蒲池 宏之
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2370号
東京都品川区大井6丁目9-36-305
破産者 前田 和人
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4536号
神奈川県座間市相模が丘3丁目44-1-102
破産者 渡邊 一眞
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4867号
東京都中央区新富2丁目7番
破産者 有限会社ミュウズイデア
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

| 令和6年(フ)第116号

沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目455番地22
破産者 有限会社ビーンズ広告社

1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第6249号

東京都墨田区両国2丁目2番10号
破産者 株式会社フエニツクス

1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7620号

東京都葛飾区東新小岩5丁目16-6
破産者 飯泉 義之

1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8003号

東京都板橋区舟渡3丁目4-8 ケアポート
板橋、開始決定時の住所東京都北区岸町2丁目9-3
破産者 高山 ヒデ

1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第985号

東京都新宿区上落合3丁目13-2 スカイ
コート新宿落合第5 407
破産者 薄葉 千夏

1 決定年月日 令和7年12月5日

2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第269号

愛知県豊橋市向山町字伝馬23番地5 D r o o m向山201
破産者 株式会社フレンドリー

1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第207号

長野県木曽郡上松町大字上松1769番地5
破産者 有限会社吉野建築

1 決定年月日 令和7年12月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第27号

青森県つがる市木造大畑滝井13番地10
破産者 有限会社山口工業

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和6年(フ)第1590号

喜連川社会復帰促進センター収容中、開始決定時の住所東京都青梅市友田町3丁目143番地の1メゾンリバーサイド203
破産者 ナム アジ 南 雅之

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(7)第269号
愛知県豊橋市向山町字伝馬23番地5 D r o o

那霸地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第6249号
東京都墨田区両国2丁目2番10号
破産者 株式会社フエニツクス
1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7620号
東京都葛飾区東新小岩5丁目16-6
破産者 飯泉 義之
1 決定年月日 令和7年12月5日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8003号
東京都板橋区舟渡3丁目4-8 ケアポート
板橋、開始決定時の住所東京都北区岸町2丁
目9-3
破産者 萩山 ヒデ

令和7年12月5日

- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第985号
東京都新宿区上落合3丁目13-2 スカイ
コート新宿落合第5 407
破産者 薄葉 千夏

長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第27号
青森県つがる市木造大畑淹井13番地10
破産者 有限会社山口工業
1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

青森地方裁判所五

喜連川社会復帰促進センター収容中、開始決定時の住所東京都青梅市友田町3丁目143番地の1メゾンリバーサイド203
破産者 ナム アジ 南 雅之

- 1 決定年月日 令和7年12月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第524号
東京都国立市谷保6831番地の3ソレイユ国立
102
破産者 加藤 汝美(旧姓山本)
1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第717号
神奈川県秦野市曾屋687番地の37ミライ工秦野103号、破産手続開始決定時の住所東京都稻城市矢野口2063番地の1ボヌールシャトー102号室
破産者 渡辺 紗子(旧姓山尾)
1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第549号
愛知県豊田市市木町5丁目6番地11
破産者 有限会社三友エンジニアリング
1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第342号
奈良県北葛城郡河合町佐味田1986-5、商業登記簿上の本店所在地奈良県生駒市あすか野南1丁目3番11号
破産者 ウタカ工業株式会社
1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第12号
愛媛県今治市蔵敷町2丁目11番地12 シャーメゾンワンピース202、前住所愛媛県今治市常盤町6丁目2番7号
破産者 有限会社村蘇石材

1 決定年月日 令和7年12月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所今治支部
破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年(フ)第48号
富山市新庄町207番地5
破産者 片山 誠
1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
2 一般調査期日 令和8年2月26日午前10時30分
令和7年12月2日 富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第420号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1868番地1
フレグランスO II 101
破産者 松元 謙征
1 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで
2 一般調査期日 令和8年2月17日午後2時30分
令和7年12月2日 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

令和7年(フ)第219号
石川県金沢市八日市出町900番地
破産者 株式会社ターニングポイント
1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
2 一般調査期日 令和8年3月6日午前11時
令和7年12月9日 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1407号
京都府長岡市奥海印寺北垣外14番地4 オレンジヒルズ 201、開始決定時大阪府枚方市杉山手3丁目19番25号
破産者 千葉 哲照
1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
2 一般調査期日 令和8年2月12日午後2時40分
令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第229号
兵庫県西宮市笠屋町11番23-302号、前住所兵庫県西宮市東鳴尾町2丁目10番14号
破産者 島田 義昭
法定代理人保佐人 武部由香里

1 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで
2 一般調査期日 令和8年2月12日午前10時40分
令和7年12月8日 水戸地方裁判所日立支部

令和6年(フ)第132号
茨城県日立市川尻町5-35-16ロイヤルマンション203、住民票上の住所茨城県高萩市有明町2丁目59番地
破産者 佐久間広仲
1 破産債権の届出期間 令和8年1月22日まで
2 一般調査期日 令和8年3月16日午後1時30分
令和7年12月8日 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第235号
奈良市帝塚山1丁目23番17号
破産者 金澤 典子
1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
2 一般調査期日 令和8年3月2日午前11時15分
令和7年12月9日 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第691号
北九州市戸畠区中原東1丁目17番17号
破産者 有限会社恒成産業
1 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで
2 一般調査期日 令和8年2月26日午後2時50分
令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第345号
宮崎市月見ヶ丘2丁目27番4号
破産者 酒井 隆博
異議申述期間 令和8年1月20日まで
令和7年12月9日 宮崎地方裁判所破産係

**免責許可申立てに関する意見
申述期間**

令和6年(フ)第509号
大阪市東淀川区小松3丁目20番56-905号、
申立時の住所兵庫県尼崎市次屋3丁目17-3
破産者 中濱 武雄
免責意見申述期間 令和8年2月12日まで
令和7年12月8日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

特別清算開始

令和7年(ヒ)第27号
埼玉県上尾市大字領家57番地1
清算株式会社 株式会社北上尾商事
代表清算人 御山 義明
1 決定年月日 令和7年12月4日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第2092号	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン トウキヨウサウスタワー13階 清算株式会社 山室繊維株式会社 代表清算人 高橋 国臣 1 決定年月日 令和7年12月4日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
	東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第4号	滋賀県守山市守山4丁目13番7号 清算株式会社 株式会社メディケア 代表清算人 兼高さおり 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
	大津地方裁判所民事部
令和7年(ヒ)第10号	岡山県備前市西片上1293番地 清算株式会社 株式会社FUD 代表清算人 マクドナルド吉延洋子 1 決定年月日 令和7年12月4日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
	岡山地方裁判所第3民事部
	特別清算終結
令和7年(ヒ)第3号	兵庫県伊丹市北河原4丁目2番15号 清算株式会社 株式会社マックス 代表清算人 西川 精一 1 決定年月日 令和7年12月4日 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
	神戸地方裁判所伊丹支部
	特別清算協定認可
令和7年(ヒ)第1001号	山形県米沢市城南4丁目3番16号 清算株式会社 株式会社フ拉斯ク 代表清算人 井上 太 1 決定年月日 令和7年12月4日 2 主文 次の協定を認可する。 協定 1 清算株式会社は、別紙協定債権者目録記載の協定債権者（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から2週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額（確定日現在）を弁済する。

2 協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。
3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。 (別紙)
協定債権者目録 債権者番号1 債権者名 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地 株式会社ブイ・テクノロジー 債権額 (1) 金220,500,000円 ただし、債権者が清算株式会社に対し、令和2年12月30日から令和7年7月4日までの間に順次貸し付けた貸金の残元金（合計額） (2) (1)に対する令和7年8月1日から完済まで年1.4%の割合による遅延損害金（債権者集会日である令和7年12月2日現在金1,048,734円）
以上
山形地方裁判所米沢支部

再生手続開始

令和7年(再)第36号	東京都杉並区西荻北3丁目38番4号 再生債務者 松本 順子 1 決定年月日 令和7年12月4日午後3時 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 再生債権の一般調査期間 令和8年2月16日から令和8年2月24日まで
	東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

令和7年(再)第22号	千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号 再生債務者 株式会社トラーナ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。
	令和7年12月3日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再)第36号	富山市八尾町松原275番地1 再生債務者 浅野 寿彰 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月14日まで
	富山地方裁判所民事部
令和7年(再)第36号	青森市八重田4丁目1番18号 再生債務者 蝦名 伸治 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月28日まで
	青森地方裁判所民事部再生係
令和7年(再)第57号	茨城県那珂市菅谷738番地20 再生債務者 平野 裕二 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで
	水戸地方裁判所

令和7年(再)第60号

茨城県ひたちなか市勝田泉町3番4号 益子ビル3-D 再生債務者 吉田 亮介 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで
水戸地方裁判所

令和7年(再)第63号

茨城県笠間市東平4丁目5番35号 シルクガーデンE-205 再生債務者 堀江 朱里 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月9日まで	
水戸地方裁判所	
令和7年(再)第109号	埼玉県入間市宮寺499番地6 再生債務者 伊藤 延之 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで
	さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再)第13号	埼玉県坂戸市鶴舞2丁目16番9号 再生債務者 川面 壮平 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで
	さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(再)第173号	千葉市若葉区坂月町323番地52 再生債務者 佐賀 紘紀 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月26日まで
	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第217号

千葉県市川市相之川2丁目1番22-302号
(ピアコート)

再生債務者 上松 明子

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第26号

千葉県銚子市豊里台2丁目1110番地の9

再生債務者 白土 雅

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第16号

神奈川県横須賀市長井3丁目4番4号

再生債務者 畠山 崇

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第25号

神奈川県三浦市南下浦町上宮田3439番地3

サンコートマホロバ1-501

再生債務者 錦田 安嗣

- 1 決定年月日時 令和7年12月3日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第28号

神奈川県逗子市山の根2丁目10番34号 湘南ハイツ102号

再生債務者 上野慎一郎

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(再イ)第48号

岐阜市東鶴1丁目106番地8

再生債務者 杉山 誠

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第14号

岐阜県高山市大新町4丁目65番地

再生債務者 瀬上 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

岐阜地方裁判所高山支部再生係

令和7年(再イ)第16号

兵庫県豊岡市下陰400番地の16

再生債務者 水嶋 雅嗣

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和7年(再イ)第503号

東京都目黒区東山2-4-8-403

再生債務者 十二村智之

- 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第121号

東京都福生市大字福生1099番地7

再生債務者 藤倉 到

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第124号

東京都東久留米市下里4丁目1番15-108

再生債務者 千木良正博

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第129号

東京都立川市一番町2丁目35番地の6

再生債務者 渡部 大河

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第132号

東京都昭島市松原町1丁目9番21号

再生債務者 鋤柄 伸男

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第17号

富山県高岡市東海老坂753番地1

再生債務者 高木 譲

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

奈良地方裁判所

- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(再イ)第52号

愛媛県松山市和泉北1丁目1番22号

再生債務者 橋田 健三

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第30号

佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁3907番地10

再生債務者 増田 亘晃

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月20日から令和8年2月10日まで

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

令和7年(再イ)第25号

北海道帯広市西11条南32丁目3番地11

再生債務者 梅林 勝

- 1 決定年月日時 令和7年12月9日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月22日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和7年(再イ)第42号

奈良市帝塚山南3丁目10番7号

再生債務者 小田 浩光

- 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年1月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月29日まで

令和7年（再イ）第50号 福井県坂井市春江町大牧第2号12番地21 再生債務者 前川 博和 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月27日まで 福井地方裁判所	3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第50号 大阪市浪速区日本橋5丁目7番12-1002号 再生債務者 廣原 直人 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	千葉県習志野市東習志野8丁目20番22号 再生債務者 葛西 一欽 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年12月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年（再イ）第172号 埼玉県川越市大字笠幡2401番地12 再生債務者 片島 敦旨 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第56号 福井市桃園1丁目9-6 福井桃園社宅A 202 再生債務者 林 裕之 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月27日まで 福井地方裁判所	3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第537号 大阪市港区弁天2丁目1番8-705号 再生債務者 山寄 駿也 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	千葉県松戸市紙敷1-6-5-203 再生債務者 林 麻佐子 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第332号 埼玉県川越市三久保町19番地13 (N・S II 205号室) 再生債務者 矢口 美幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第11号 長野県佐久市安原1409番地2 有馬アパート C 再生債務者 渡邊 景 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月22日から令和8年1月29日まで 長野地方裁判所佐久支部	3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月16日から令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第39号 栃木県小山市城北2丁目12番地24(住民票上の住所) 栃木県鹿沼市上石川1163番地9 アスカC202 再生債務者 田中 豊 1 決定年月日時 令和7年12月8日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで 宇都宮地方裁判所栃木支部	千葉県昭島市福島町1-11-15-202 再生債務者 五十川 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月8日 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第379号 東京都昭島市福島町1-11-15-202 再生債務者 五十川 剛 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第507号 大阪府枚方市桜丘町80番11号 再生債務者 財津 史朗 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月8日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月15日から令和8年1月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月27日から令和8年2月3日まで 仙台市若林区荒井東1丁目3番地の2 イーストマリオン108 再生債務者 梁川 将太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月9日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第65号 仙台市若林区荒井東1丁目3番地の2 イーストマリオン108 再生債務者 梁川 将太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月9日 仙台地方裁判所第4民事部	千葉県鎌ヶ谷市笠上町7204番地の24 再生債務者 鈴木 秀幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月9日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年（再イ）第14号 千葉県鎌ヶ谷市笠上町7204番地の24 再生債務者 鈴木 秀幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月9日 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年（再イ）第355号 大阪府高槻市津之江町1丁目88番18号 再生債務者 永田 康亮 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和8年1月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月17日から令和8年2月14日まで 千葉県八千代市大和田新田760番地69 再生債務者 鈴木 清美 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年12月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第156号 千葉県八千代市大和田新田760番地69 再生債務者 鈴木 清美 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年12月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年（再イ）第116号 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀1818番地6 再生債務者 大熊 ルカ 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第31号 神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地1-422 再生債務者 小寺 栄樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月9日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第74号 静岡県島田市川根町家山1045番地の1 再生債務者 平藤 弘太 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月9日 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第148号 名古屋市天白区高島1丁目305番地 ファ ミール高島101号 再生債務者 梅原 百恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月8日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第232号 愛知県清須市須ヶ口990番地（従前の住所） 愛知県清須市西市場1丁目9番地19 エレ ヴアート清須205 再生債務者 谷村 一好 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月8日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第244号 名古屋市中村区名駅南3丁目11番18号 メイ クス名駅南II905号 再生債務者 柿下 竜哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月8日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（再イ）第330号 大阪府交野市星田西4丁目12番2-304号 再生債務者 板岡 健 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第84号 埼玉県所沢市大字山口2763番地の1 K・S キャッスル102 再生債務者 斎藤なぎさ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月9日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第86号 埼玉県所沢市東所沢2丁目49番地の36 再生債務者 坂下 拓巳 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月9日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第94号 埼玉県富士見市鶴瀬東2丁目12番24号 再生債務者 馬場 悠矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月9日 さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（再イ）第27号 埼玉県東松山市白山台26番地4 再生債務者 菅野 安広 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月9日 さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年（再イ）第28号 滋賀県守山市服部町698番地6 再生債務者 中村 卓誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 6日まで 令和7年12月9日 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年（再イ）第16号 宮城県大崎市古川北稲葉1丁目9番28号 再生債務者 佐藤 佑太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月9日 仙台地方裁判所古川支部個人再生係
令和7年（再イ）第26号 富山市東黒牧132番地1 ルイーネ東黒牧208 号 再生債務者 山本 宙伸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月8日 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第30号 富山市相生町4番6-101号 レオパレス相 生 再生債務者 富板 竜也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月8日 富山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第345号 大阪府箕面市森町南1丁目16番19号 再生債務者 神原 詩織 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 7日まで 令和7年12月8日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第20号 北海道中川郡幕別町内若草町538番地の107 再生債務者 佐々木りさ 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 8日まで 令和7年12月9日 釧路地方裁判所帶広支部再生係
令和7年（再イ）第12号 和歌山县岩出市曾屋314番地の6 再生債務者 近西 徹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 13日まで 令和7年12月5日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年（再イ）第12号 茨城県高萩市大字島名2260番地の4 再生債務者 伊東 方人 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月24日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月24日まで 令和7年12月3日 水戸地方裁判所日立支部 令和7年（再イ）第45号 鹿児島市武岡5丁目33番64-55号 再生債務者 餅原 琢磨 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年12月5日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 令和7年（再イ）第133号 神戸市兵庫区御崎本町2丁目6番4号 再生債務者 石田 真之 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第65号 新潟市西区須賀12番2号 再生債務者 伊藤 将之 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月6日まで 令和7年12月9日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第66号 新潟市西区須賀12番2号 再生債務者 伊藤 美奈	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月6日まで 令和7年12月9日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第29号 広島市安佐南区高取南1丁目16番9-6号 再生債務者 篠崎 隆信 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月1日まで 令和7年12月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第84号 広島市佐伯区美鈴が丘東2丁目7番14号 再生債務者 近藤 貞志 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月1日まで 令和7年12月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第102号 広島市安佐南区八木9丁目9番50-11-501号 再生債務者 S e g n o (ネットストアKOB O) こと 川上 玄太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月1日まで 令和7年12月9日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第24号 熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2191番地1 ソル・レヴェンテ306号 再生債務者 中田 晃司	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月6日まで 令和7年12月9日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第7号 青森県十和田市大字三本木字西金崎59番地23 再生債務者 高渕麻衣子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月1日まで 令和7年12月9日 青森地方裁判所十和田支部 小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第141号 千葉県船橋市田喜野井5丁目22番8号 ローザガーデンD-201号 再生債務者 高梨 知晃 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法192条1項に定める事由がある。 令和7年12月8日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第4号 岡山県倉敷市大島154番地1 プレジール大島B-203 再生債務者 伊藤 諒(旧姓大山) 1 決定年月日時 令和7年12月9日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月22日まで 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再口）第5号 北九州市門司区吉志3丁目6番4-606号 再生債務者 平良 康秀 1 決定年月日時 令和7年12月5日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（再口）第1号 広島県呉市押込西平町21番19号 再生債務者 夕永 真二 1 決定年月日時 令和7年12月8日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月13日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日まで 広島地方裁判所呉支部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第1号 宮城県伊具郡丸森町小斎字西北原4番地1 再生債務者 目黒 勝男 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年1月5日まで 令和7年12月8日 仙台地方裁判所大河原支部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和7年（再口）第1号 川崎市麻生区高石2丁目40番2号 コンヴィ スタII 102 再生債務者 川嶋 操 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月27までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月5日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年（再口）第10031号 東京都大田区西六郷3-10-9-101 再生債務者 夏井 智史 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月4までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月8日 東京地方裁判所民事第20部
--	---	---	--

令和7年（再口）第2号
岡山県倉敷市東富井1005番地1 大高寮B-1
218
再生債務者 井上 愛翔
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月4日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月9日 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年（再口）第3号
北海道旭川市6条通16丁目76番地の16 センチュリー旭川306
再生債務者 行川 実穂
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月9日 旭川地方裁判所民事部
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第5号
千葉県富里市十倉904番地12
申立人 北原 陽子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都文京区千駄木五丁目49番21号
不明所有者 関根 静代
届出期間満了日 令和8年2月2日
令和7年12月4日 千葉地方裁判所佐倉支部
(別紙) 物件目録
所在 富里市十倉字高田入
地番 904番11
地目 山林
地積 99平方メートル
令和7年（チ）第22号
千葉県市川市新田3丁目17番8号
申立人 ヒューアイットソン・バリー・ジョン・ホーズワース

住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都小金井市貫井南町3丁目3番10号
所有者 鈴木 信子
届出期間満了日 令和8年2月4日
令和7年12月4日 千葉地方裁判所一宮支部
(別紙) 物件目録
所在 勝浦市佐野字荒久井台
地番 714番7
地目 山林
地積 1291平方メートル
令和7年（チ）第13号
長野市大字南長野字幅下692の2
申立人 長野県知事 阿部 守一
(亡中島希雄の最後の住所) 東京都豊島区西池袋5丁目13番13-1211号
所有者 亡中島希雄相続財産
届出期間満了日 令和8年2月4日
令和7年12月4日 長野地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 須坂市大字仁礼字湯河原
地番 1187番3
地目 原野
地積 171平方メートル
2 所在 須坂市大字仁礼字湯河原
地番 1194番1
地目 原野
地積 216平方メートル
3 所在 須坂市大字仁礼字湯河原
地番 1194番4
地目 宅地
地積 43.17平方メートル
令和7年（チ）第3号
広島県広島市中区小町4番33号
申立人 中国電力ネットワーク株式会社
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 島根県浜田市大字蛭子38番地・39番地・40番地
所有者 岡本 荣治
届出期間満了日 令和8年2月10日
令和7年12月3日 松江地方裁判所浜田支部
(別紙) 物件目録
所在 浜田市長見町
地番 1059番
地目 山林
地積 3272平方メートル

令和7年（チ）第20号
広島市安佐南区緑井7丁目14番35-102号
申立人 高光 信彦
広島市安佐南区緑井7丁目14番35-102号
申立人 高光まゆみ
住所・居所 不明
所有者 乗原源之助
届出期間満了日 令和8年2月4日
令和7年12月4日 広島地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 広島市安佐南区川内5丁目
地番 1210番2
地目 墓地
地積 3.30平方メートル
令和7年（チ）第21号
広島市南区宇品西5丁目6番11号
申立人 株式会社花源
住所・居所 不明
(亡齋藤喜久男の不動産登記記録上の住所)
佐伯郡佐伯町栗栖126番地の2
所有者 亡齋藤喜久男相続財産
届出期間満了日 令和8年2月4日
令和7年12月4日 広島地方裁判所
(別紙) 物件目録
1 所在 廿日市市栗栖字五所河内
地番 18番1
地目 田
地積 251平方メートル
2 所在 廿日市市栗栖字五所河内
地番 18番3
地目 田
地積 135平方メートル
3 所在 廿日市市栗栖字五所河内
地番 19番1
地目 田
地積 423平方メートル
令和7年（チ）第4号
松山市宮田町188番地6
申立人 国
住所・居所 不明
最後の住所 大阪市西区千代崎三丁目1番45号松田ビル32
共有者 大和田長喜
住所・居所 不明
最後の住所 愛知県瀬戸市石田町168番地 GRAND STAGE 101

共有者 廣瀬 稔也
住所・居所 不明
最後の住所 東京都中央区新川二丁目15番
7-1204号
共有者 井上 耕三
届出期間満了日 令和8年2月11日
令和7年12月4日
松山地方裁判所宇和島支部
(別紙) 物件目録
所在 南宇和郡愛南町柏
地番 1519番
地目 山林
地積 334平方メートル
不明共有者
大和田長喜 共有持分 42分の1
廣瀬 稔也 共有持分 75分の1
井上 耕三 共有持分 120分の1
所有者不明建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第3030号
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
申立人 東京都代表 東京都知事 小池百合子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 東京都荒川区荒川七丁目1番6号
所有者 宮本 政雄
届出期間満了日 令和8年2月4日
令和7年12月3日 東京地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 荒川区荒川七丁目1番地8
家屋番号 1番8の1
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 27.26平方メートル
2階 20.65平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月3日
掲載頁 九頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月3日
掲載頁 九頁

(甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月3日
掲載頁 九頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月3日
掲載頁 九頁

茨城県ひたちなか市勝田中央一二番地一五
令和七年十二月十七日

茨城県ひたちなか市勝田中央一二番地一五
令和七年十二月三日

茨城県ひたちなか市勝田中央一二番地一五
令和七年十二月三日

茨城県ひたちなか市勝田中央一二番地一五
令和七年十二月三日

第一田中ビル四F
茨城県ひたちなか市勝田中央一二番一五号
令和七年十二月十七日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月17日
掲載頁 三頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和7年12月17日
掲載頁 三頁

令和七年十二月十七日
埼玉県草加市青柳一丁目六番三九号
(甲) 株式会社シーウン
代表取締役 小野澤淳一
二号

埼玉県川口市西川口三丁目一番一四一八〇
(乙) N o v u m L a r m e 株式会社
代表取締役 前島 則康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年6月19日
掲載頁 二〇二頁 (号外第一三六号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年6月17日
掲載頁 一九九頁 (号外第一三三号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月2日
掲載頁 一四〇頁 (号外第一五一号)

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月17日
掲載頁 一四〇頁 (号外第一五六号)

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年7月17日
掲載頁 一四〇頁 (号外第一五六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和7年12月17日
掲載頁 一四〇頁 (号外第一五六号)

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 宮下 仁樹
代表社員 代表会社 まるまプロダクション

(甲) 掲載紙 宮下 仁樹
代表社員 代表会社 東京都墨田区太平四丁目一一番一号ヴィレッタ・エム六〇一号

(甲) 掲載紙 宮下 仁樹
代表社員 代表会社 合資会社まるまプロダクション

(甲) 掲載紙 宮下 仁樹
代表社員 代表会社 東京都墨田区太平四丁目一一番一号ヴィレッタ・エム六〇一号

(甲) 掲載紙 宮下 仁樹
代表社員 代表会社 合資会社まるまプロダクション

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 大西 直毅
代表社員 代表会社 スス神泉三〇一

(甲) 掲載紙 大西 直毅
代表社員 代表会社 東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス

(甲) 掲載紙 大西 直毅
代表社員 代表会社 合同会社ハチナナ

